

静岡市生活支援体制整備業務委託 仕様書

1 事業目的

葵区、駿河区、清水区（以下、「区ごと」という。）に区域生活支援コーディネーター（以下「区域コーディネーター」という。）と日常生活圏域ごとに日常生活圏域生活支援コーディネーター（以下「日常生活圏域コーディネーター」という。）を配置し、生活支援・介護予防サービスの担い手の養成、多様な主体間の定期的な情報共有の場となる区域協議体、日常生活圏域協議体の運営及び、地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービスのマッチング等の業務を行うことにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。

2 委託事業名

令和7年度 保地委第6号 静岡市生活支援体制整備業務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 根拠法令等

事業実施にあたり、本仕様のほか介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第3号イを根拠とする。

5 区域コーディネーターの事業内容

（1）区ごとの生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務

- ① 高齢者の支援ニーズ、関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化
 - ・各圏域で把握された高齢者の支援ニーズ・関心事と地域資源の状況を区ごとに可視化、分析し、課題を提示する。
- ② 地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援
 - ・地域の支え合い活動を実施している又は支援者たり得る多様な主体への働きかけや

ネットワークの構築等の調整を行う。

- ③ 地域住民・多様な主体の役割の整理、実施目的の共有のための支援
- ・区域協議体の開催等を通じて、地域づくりにおける課題や地域住民や多様な主体等の役割の整理、実施目的の共有を行う。
- ④ 生活支援・介護予防サービスの担い手養成、組織化、具体的な活動とのマッチング
- ア 地域支え合い人材養成講座の開催（新規担い手の発掘）

(ア) 実施内容

区域ごとに新たなサービスの担い手や地域づくり推進のためのリーダーとしての参画を促すことを目的とした「地域支え合い人材養成講座」の企画、広報、募集、実施を行う。講座の開催回数、主な内容等は次表のとおりとする。

開催回数	各区1講座（180分間×3回程度） 1日に2回分（180分間×2回）を実施することを可とする。
開催会場	市内の会場とする。 受託者が所有する施設のほか、他の施設を借り上げることも可とする。
1講座あたりの募集人数	最低、各区10人以上とする。
実施内容	受講者を既存団体への参加や新規立上げへ結びつけることを踏まえた講義内容を設定すること。なお、講義内容は、以下の項目を中心に、委託者と受託者が協議により決定する。 ①高齢者の現状や課題を把握するための講義 ②地域づくり推進のためのリーダーとして活動する上で必要な心構え等に関する講義 ③地域支え合い活動についての講義 ④県内・外にある住民主体の通いの場等の実践者からの報告 ⑤県内・外で行われている先進事例の紹介・視察等 ⑥生活支援コーディネーターについての講義 ⑦地域活動に関する保険・助成等の諸制度について ⑧参加者同士の情報共有及び意見交換等

(イ) 講座実施上の留意点

- a 講座の実施に当たり、あらかじめ事業計画書を委託者に提出すること。
- b 講座開催後は、その都度、使用した資料や講座風景の写真とともに講義内容を報告すること。
- c 講座終了後は、受講者に対し、既存地域資源へのマッチングや新規サービスの立ち上げに向けた支援に務めること。

イ 生活支援・介護予防サービスの担い手への研修・支援の実施（既存担い手の資質向上）

生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域づくりを推進するため、地域において高齢者向けに活動している生活支援・介護予防サービスの担い手への研修・支援を実施する。

(注)「生活支援・介護予防の充実に向けた地域づくり」とは、下記の状況をいう。

- ・高齢者が利用可能な多様な生活支援・介護予防サービスが地域で提供される。
- ・高齢者が事業の担い手になることにより、介護予防につながる。

⑤ 本市と日常生活圏域コーディネーターの間の連絡調整業務

本市からの伝達事項や照会事項について、日常生活圏域コーディネーターへの共有や回答の取りまとめを行う。

(2) 静岡市生活支援体制整備事業区域協議体（以下、「区地域支え合いネットワーク会議」という。）の運営に関する以下の業務

① 静岡市が委嘱した委員により構成される「区地域支え合いネットワーク会議」を区ごとに年3回程度開催し、運営を行う。目的及び役割は以下のとおり。

ア 目的

- (ア) 多様な主体間の情報共有・連携強化
- (イ) 生活支援・介護予防サービスなどの資源開発
- (ウ) 生きがいつくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

イ 役割

- (ア) 日常生活圏域・区域コーディネーターの組織的な補完
- (イ) 区内の地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進
- (ウ) (イ) を踏まえたうえで、区の特性に合わせた企画、立案、方針策定
- (エ) 地域づくりにおける意識の統一
- (オ) 情報交換の場、働きかけの場

(カ)「圏域支え合いの地域づくり会議」での検討結果の共有と、区内で検討すべき課題の検討

② 区地域支え合いネットワーク会議の終了ごとに、協議内容をまとめること(様式1)。

(3) 静岡市生活支援体制整備事業市域協議体(以下、「市域協議体」という。)との連携・協働に関する以下の業務

① 静岡市が主催する市域協議体において、区地域支え合いネットワーク会議での検討内容等を報告

② 市域協議体との連携・協働のためのその他の業務(市域協議体の議題に応じた区域コーディネーターとしての報告やそれに伴う資料作成等)

(4) 日常生活圏域コーディネーター業務に関して総合調整・活動支援

(5) (1)～(4)を担当する区域コーディネーターを各区に最低1名以上配置する。

6 日常生活圏域コーディネーターの事業内容

(1) 日常生活圏域ごとの生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務

① 高齢者の支援ニーズ、関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化

ア 各圏域の地域包括支援センターや関係団体と連携しながら、高齢者の支援ニーズ・関心事や地域資源の状況を把握し、「支え合い台帳」を更新するとともに地図への落とし込みなどにより地域資源の可視化を行う。

イ アウトリーチの実施や地域包括支援センターが主催する「地域ケア会議」への出席等を通して地域課題を把握し課題提示を行う。

② 地域住民、多様な主体への協力依頼などの働きかけ・ネットワーク化

自治会、地区社会福祉協議会ほか多様な主体に対し、地域の支え合い活動の必要性について説明するとともに、協力依頼などの働きかけを行い、団体間でのネットワークを構築する。なお、働きかけに当たっては、高齢者が自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促すよう取り組むこと。

③ 地域住民・多様な主体の役割の整理、実施目的の共有のための支援

日常生活圏域協議体の開催等を通じて、地域づくりにおける課題や地域住民や多様な主体の役割の整理、実施目的の共有を行う。

④ 生活支援・介護予防サービスの創出、運営支援

ア 地域住民・多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討（活動の担い手・多様な主体との調整を含む。）について、②のネットワークを活用しながら支援を行う。

イ 自治会や地区社会福祉協議会等の関係者と連携し、すでに活動している生活支援や通いの場等の地域資源に対する運営支援を行う。

⑤ 支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチング

生活支援・介護予防サービスの事業化や立ち上げ・継続のためのコーディネート業務

⑥ 地域包括支援センターと連携した生活支援体制の構築

生活支援コーディネーターは、各圏域の地域包括支援センターと密に連携するものとし、毎月1回以上状況報告等の場を設け、地域課題や地域資源の情報共有に努めるとともに、地域ケア会議や「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」などの場を通じて、地域包括支援センターと協働で多様な主体との連携強化に取り組むこと。

(2) 静岡市生活支援体制整備事業日常生活圏域協議体（以下、「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」という。）の運営に関する以下の業務

① 各地区（小学校区単位等）において、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員などの地区の住民のほか、ボランティアや市民活動団体に所属する者、高齢者福祉、介護保険事業に優れた見識を有する者、民間企業等から、参画者を募り「地域づくり会議」の立ち上げ運営を行う。また、地区内の活動の中心となる「支え合い推進員」を選任し、協働して会議の運営にあたる。

「地域づくり会議」の目的及び役割は以下のとおり

ア 目的

(ア) 地域内の多様な主体間の情報共有・連携強化

(イ) 地域内での生活支援・介護予防サービスなどの資源開発

(ウ) 生きがいつくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

イ 役割

(ア) 日常生活圏域コーディネーターの地域内での活動を組織的に補完

(イ) 地域のニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進

(ウ) (イ) を踏まえたうえで、地域の特性に合わせた企画、立案、方針策定

(エ) 地域づくりにおける意識の統一

(オ) 情報交換の場、働きかけの場

- ② 日常生活圏域において、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員などの地域の住民のほか、ボランティアや市民活動団体に所属する者、高齢者福祉、介護保険事業に優れた見識を有する者、民間企業等から、参画者を募り「圏域支え合いの地域づくり会議」の立ち上げ運営を行う。

「圏域支え合いの地域づくり会議」の目的及び役割は以下のとおり

ア 目的

(ア) 圏域内の多様な主体間の情報共有・連携強化

(イ) 圏域内での生活支援・介護予防サービスなどの資源開発

(ウ) 生きがいつくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

イ 役割

(ア) 日常生活圏域コーディネーターの組織的な補完

(イ) 圏域内のニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進

(ウ) (イ) を踏まえたうえで、圏域の特性に合わせた企画、立案、方針策定

(エ) 地域づくりにおける意識の統一

(オ) 情報交換の場、働きかけの場

(カ) 「地域づくり会議」での検討結果の共有と、圏域内で検討すべき課題の検討

- ③ 各圏域、地区（小学校区単位等）において、すでに上記目的、役割に資するような会議体が地域住民によって設置されている場合は、それをもって「圏域支え合いの地域づくり会議」または「地域づくり会議」として差し支えないものとする。その場合、日常生活圏域コーディネーターは地域住民等と連携し、会議の運営支援を行うものとする。

- ④ 「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」の終了ごと協議内容をまとめること（様式2）。

(3) 区地域支え合いネットワーク会議との連携・協働に関する以下の業務

- ① 「区地域支え合いネットワーク会議」において、「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」の検討内容を報告

(4) 上記（1）～（3）を担当する日常生活圏域コーディネーターを別表1に掲げるすべての圏域に配置する。

7 生活支援コーディネーターの資格・要件

生活支援コーディネーターについて、特定の資格要件等は設けないが、以下に該当する者とする。

- (1) 生活支援コーディネーターは、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うことが可能な者とする。
- (2) 生活支援コーディネーターは、所属する法人等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な立場で活動を行うことが可能な者とする。
- (3) 生活支援コーディネーターは、選任された時点で国や都道府県が実施する研修を受講していない場合は速やかに当該研修を受講し、資質の向上に努める。

8 生活支援コーディネーターへの研修実施

受託者は生活支援コーディネーターに対し、業務に必要な知識と技能の習得と向上を図るため、介護予防、地域活動、接遇等の研修計画を立てて実施すること。

9 生活支援コーディネーターの配置体制

(1) 区域コーディネーターの配置

行政区に各区域を担当する区域コーディネーターを配置する。

(2) 日常生活圏域コーディネーターの配置

市が定める日常生活圏域に各日常生活圏域を担当する日常生活圏域コーディネーターを配置する。日常生活圏域を兼任することは可能とし、受託者は業務が円滑に実施できるよう適切な配置を行うものとする。なお、標準的な配置人員は2圏域に1人程度を想定する。

また、区域コーディネーターが日常生活圏域コーディネーターを兼務することは急な欠員等やむを得ない場合を除き、原則認めない。

- (3) 受託者は、配置した区域コーディネーター及び日常生活圏域コーディネーターに欠員が生じる場合は、速やかに職員を補充しなければならない。

10 関係書類の提出

受託者は、本事業の遂行にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 生活支援コーディネーター名簿（様式3）

受託者は、年度当初に区域ごと配置する区域コーディネーターと日常生活圏域ごと配置する日常生活圏域コーディネーターの名簿を提出する。また、名簿に変更が生じる場合は、速やかに名簿を再度提出する。

(2) 実施計画（様式4、5、10）

- ① 受託者は、事業を効果的に実施しつつ事業の質を向上させるため、企画提案書に基づく事業の目標と事業の計画を定めた契約期間の実施計画書を策定し、契約締結後、委託者に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ② 実施計画書には、「5区域コーディネーターの事業内容（1）、（2）」「6日常生活圏域コーディネーターの事業内容（1）、（2）」に関する活動計画その他本仕様書及び企画提案書で定めた事業の実施にあたって必要とする事項等を記載すること。
- ③ 受託者は、生活支援コーディネーターの資質向上を図るため、研修計画を策定し、委託者に提出する。

(3) 事業実施に関する報告（様式1、2-1、6、7）

- ① 受託者は、「区地域支え合いネットワーク会議」、「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」を実施した際には、会議報告書を随時提出する。
- ② 受託者は、生活支援コーディネーターの月ごとの活動内容について、翌月10日まで（10日が土日祝日の場合は前開庁日、3月分にあつては、同月末日）に報告する。
- ③ 受託者は、日々の活動記録を作成するものとし、委託者から報告を求められた場合は、その求めに応じなければならない。
- ④ 受託者は中間報告として半期に一度、年間報告書（様式8）を委託者に提出することとし、提出の時期は委託者の指示に従うものとする。

(4) 事業完了後の報告

受託者は事業完了後、以下の書類を提出すること。

- ① 完了報告書
- ② 圏域支え合いの地域づくり会議・地域づくり会議開催結果（様式2-2）
- ③ 年間報告書（様式8）
- ④ 圏域支援結果報告書（様式9）
- ⑤ 研修実績報告書（様式10）
- ⑥ 支え合い台帳
- ⑦ その他必要と認められる書類

(5) その他

上記(1)～(4)による他、受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出すること。

11 委託事業実施における注意事項

- (1) 配置された生活支援コーディネーターは、各事業内容を実施する際は、静岡市の生活支援コーディネーターとしての身分を明らかにして活動するとともに各種配布物等へ「静岡市委託事業」等として明記すること。
- (2) 受託者は、受託期間が満了し、又は契約書の規定により契約を解除された場合には、委託者の指示に従って、新たな受託者に対し、業務運営が円滑に継続するために必要な引継ぎ及び協力を行うこと。

別表 1

日常生活圏域

区		日常生活圏域
葵区	1	城西
	2	安西番町
	3	城東
	4	井川
	5	伝馬町横内
	6	城北
	7	千代田
	8	長尾川
	9	美和
	10	賤機
	11	安倍
	12	服織
	13	藁科
駿河区	14	小鹿豊田
	15	八幡山
	16	大谷久能
	17	大里中島
	18	大里高松
	19	長田
	20	丸子
清水区	21	港北
	22	興津川
	23	両河内
	24	港南
	25	岡船越
	26	高部

	27	飯田庵原
	28	松原
	29	有度
	30	蒲原由比

第 ____ 回 _____ 地域支え合いネットワーク会議報告書

会議名		報告者	
開催日時		開催場所	
参加者			
協議内容 (次第)			
協議事項 成果等			
	課題、 把握した ニーズ、 対応方針 等		
次回会議 (予定)		その他 (次回まで の課題等)	

圏域

地区

(様式2-1)

第 回

圏域支え合いの地域づくり会議 ・ 地域づくり会議 報告書

対象地域		報告者	
開催日時		開催場所	
参加者			
協議内容 (次第)			
協議事項 成果等	① 連携強化		
	② 資源開発		
	③ 活躍の場の確保		
	④ その他		
	把握したニーズ等		
次回会議 (予定)		その他 (次回までの課題等)	

令和7年度 圏域支え合いの地域づくり会議・地域づくり会議開催結果

区名	圏域名		会議の開催	情報共有・連携強化	資源開発	活躍の場の確保	地区名		会議の開催回数	情報共有・連携強化	資源開発	活躍の場の確保
			回数	○	○	○			回数	○	○	○
葵区	1	城西					1	新通				
							2	駒形				
							3	田町				
	2	安西番町					4	一番町				
							5	三番町				
							6	安西				
	3	城東					7	青葉				
							8	城内				
							9	安東				
	4	井川					10	井川				
	5	伝馬町横内					11	伝馬町				
							12	横内				
	6	城北					13	麻機				
							14	城北				
							15	竜南				
	7	千代田					16	千代田				
							17	千代田東				
	8	長尾川					18	北沼上				
							19	西奈				
							20	西奈南				
	9	美和					21	安倍口				
							22	美和				
							23	足久保				
	10	賤機					24	井宮				
							25	井宮北				
							26	賤機南				
	11	安倍					27	大河内				
							28	梅ヶ島				
							29	玉川				
							30	賤機中				
							31	賤機北				
							32	松野				
	12	服織					33	服織				
							34	服織西				
							35	南藁科				
	13	藁科					36	中藁科				
							37	清沢				
							38	大川				

区名	圏域名	会議の開催	情報共有・連携強化	資源開発	活躍の場の確保	地区名	会議の開催回数	情報共有・連携強化	資源開発	活躍の場の確保	
駿河区	14 小鹿豊田					39 西豊田					
						40 東豊田					
						41 東源台					
	15 八幡山						42 森下				
							43 富士見				
	16 大谷久能						44 大谷				
							45 久能				
	17 大里中島						46 大里西				
							47 中島				
	18 大里高松						48 中田				
							49 南部				
							50 大里東				
							51 宮竹				
	19 長田						52 長田東				
							53 川原				
							54 長田南				
	20 丸子						55 長田北				
							56 長田西				
	清水区	21 港北					57 辻				
							58 江尻				
59 袖師											
22 興津川							60 興津				
							61 小島				
23 両河内							62 両河内				
24 港南							63 入江				
							64 浜田				
							65 清水				
25 岡船越							66 岡				
							67 船越				
26 高部							68 高部				
27 飯田庵原							69 飯田				
							70 庵原				
28 松原							71 不二見				
							72 駒越				
							73 折戸				
							74 三保				
29 有度							75 有度				
30 蒲原由比							76 蒲原				
							77 由比				
合計		0	0	0	0	合計	0	0	0	0	

令和7年度 生活支援コーディネーター名簿

1. 区域生活支援コーディネーター

区	担当者	資格等
葵		
駿河		
清水		

2. 日常生活圏域生活支援コーディネーター

区	No.	圏域	担当者	資格等
葵 区	1	城西		
	2	安西番町		
	3	城東		
	4	井川		
	5	伝馬町横内		
	6	城北		
	7	千代田		
	8	長尾川		
	9	美和		
	10	賤機		
	11	安倍		
	12	服織		
	13	藁科		
駿 河 区	14	小鹿豊田		
	15	八幡山		
	16	大谷久能		
	17	大里中島		
	18	大里高松		
	19	長田		
	20	丸子		
清 水 区	21	港北		
	22	興津川		
	23	両河内		
	24	港南		
	25	岡船越		
	26	高部		
	27	飯田庵原		
	28	松原		
	29	有度		
	30	蒲原由比		

令和7年度 実施計画書 (区域)

区	
---	--

(1) 区ごとの生活支援サービスのコーディネート等に関する業務

実施項目	具体的な内容
地域のニーズ、資源の 情報収集・可視化 (①)	
地域資源の企画、立 案・開発支援 (②-1)	
多様な主体への働きか け、ネットワーク構築 (②-2)	
多様な主体の役割整 理、目的共有 (③)	
生活支援・介護予防 サービスの担い手育成 (④)	

(2) 日常生活圏域コーディネーターへの支援

実施項目	具体的な内容
モニタリング会議・ 地域支援結果の共有	
圏域支え合いの地域づ くり会議及び地域づく り会議の開催支援	

(3) 静岡市生活支援体制整備事業区地域支え合いネットワーク会議の運営に関する業務

実施項目	具体的な内容
区地域支え合いネッ トワーク会議の開 催、運営	

(4) その他

実施項目	具体的な内容

令和7年度 圏域支援計画書

圏域名		地区名		担当者名	
-----	--	-----	--	------	--

目指すべき地域の姿												
地域 ア セ ス メ ン ト	基礎情報	人 口	人	高齢者数	人	後期高齢者数	人	独居高齢者世帯数	世帯			
		世 帯 数	世帯	高齢化率	%	後期高齢化率	%	要介護認定者数	人			
	地域特性	地理的特徴					地縁組織等の 状況	自治会 (単位自治会数_)				
		交通の状況						地区社協				
		生活環境						民児協 (民生委員_名)				
		住宅の状況						その他				
	社会資源の状 況	公共施設					ネ ッ ト ワ ー ク 図 (年 度 当 初)					
		福祉・保健・ 医療機関等										
	地域資源の状 況	種別	件数	詳細								
		生活支援										
移動支援												
居場所												
見守り												
配食												
その他												

これまで把握した課題等		長期目標	
		年度目標	
		重点項目	
	実施項目	取り組み内容	
重点項目達成に向けた取組内容	地域内の課題把握と見える化、情報発信 (①)		
	多様な主体への働きかけ (②)		
	関係者のネットワーク化 (③)		
	目指す地域の姿の共有 (④)		
	担い手育成、サービス創出 (⑤)		
	ニーズとサービスのマッチング (⑥)		
	地域包括支援センターと連携した生活支援体制の構築 (⑦)		
	圏域支え合いの地域づくり会議及び地域づくり会議の運営		
その他特記事項			

令和7年度 実績報告書(区域)【4月分】

区	
---	--

(1) 区ごとの生活支援サービスのコーディネート等に関する業務

実施項目	計画	活動日・相手/会議名・実施状況	備考
地域のニーズ、資源の情報 収集・可視化(①)	【重点項目】		
	【月間行動】		
地域資源の企画、立案・開 発支援(②-1)	【重点項目】		
	【月間行動】		
多様な主体への働きかけ、 ネットワーク構築(②-2)	【重点項目】		
	【月間行動】		
多様な主体の役割整理、目 的共有(③)	【重点項目】		
	【月間行動】		
生活支援・介護予防サービ スの担い手育成(④)	【重点項目】		
	【月間行動】		

(2) 日常生活圏域コーディネーターへの支援

実施項目	計画	実施状況	備考
モニタリング会議・地域 支援結果の共有			
圏域支え合いの地域づくり 会議及び地域づくり会議の 開催支援			

(3) 地域支え合いネットワーク会議の運営に関する業務

実施項目	計画	実施状況	備考
①地域支え合いネット ワーク会議の開催、運営			

(4) その他

実施項目	実施計画	実施状況	備考

令和7年度 実績報告書（日常生活圏域）【 月分】

圏域	
----	--

(1) 圏域ごとの生活支援サービスのコーディネート等に関する業務

実施項目	計画	地区・活動日・相手/会議名・実施状況	備考
地域のニーズ、資源の 情報収集・可視化 (①)	【重点項目】		
	【月間行動】		
多様な主体への働きか け、ネットワーク構築 (②)	【重点項目】		
	【月間行動】		
多様な主体の役割整 理、目的共有 (③)	【重点項目】		
	【月間行動】		
不足している生活支 援・介護予防サービ スの創出 (④-1)	【重点項目】		
	【月間行動】		
既存の生活支援・介護 予防サービスの運営支 援 (④-2)	【重点項目】		
	【月間行動】		
ニーズとサービスの マッチング (⑤)	【重点項目】		
	【月間行動】		
地域包括支援センター と連携した生活支援体 制の構築 (⑥)	【重点項目】		
	【月間行動】		

(2) 圏域支え合いの地域づくり会議及び地域づくり会議の運営に関する業務

実施項目	計画	実施状況	備考
①圏域支え合いの地 域づくり会議及び地 域づくり会議の運営			

(3) その他

実施項目	計画	実施状況	備考

令和7年度 年間報告書（日常生活圏域）

(様式8)

圏域							
実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(1) 日常生活圏域ごとの生活支援サービスのコーディネート等に関する業務							
地域のニーズ、資源の 情報収集・可視化 (①)							
多様な主体への働きか け、ネットワーク構築 (②)							
多様な主体の役割整 理、目的共有 (③)							
不足している生活支 援・介護予防サービス の創出 (④-1)							
既存の生活支援・介護 予防サービスの運営支 援 (④-2)							
ニーズとサービスの マッチング (⑤)							
地域包括支援センター と連携した生活支援体 制の構築 (⑥)							
(2) 静岡市生活支援体制整備事業日常生活圏域協議体の運営に関する業務							
③地域づくり会議の開 催、運営							
(3) その他事業実施にあたり必要な事項							

令和7年度 圏域支援結果報告書

圏域名		地区名				担当者名			
目指すべき地域の姿									
基礎情報	人口	人	高齢者数	人	後期高齢者数	人	独居高齢者世帯数	世帯	
	世帯数	世帯	高齢化率	%	後期高齢化率	%	要介護認定者数	人	
地域特性	地理的特徴				地縁組織等の 状況	自治会 (単位自治会数__)			
	交通の状況					地区社協			
	生活環境					民児協 (民生委員__名)			
	住宅の状況					その他			
社会資源の 状況	公共施設				ネ ッ ト ワ ー ク 図 (年 度 末)				
	福祉・保健・ 医療機関等								
地域資源の 状況	種別	件数	詳細						
	生活支援								
	移動支援								
	居場所								
	見守り								
配食									
その他									

年度当初に把握していた課題等		長期目標	
		年度目標	
		重点項目	
		取組内容	取組結果
重点項目達成に向けた取組内容・結果	地域内の課題把握と見える化、情報発信 (①)		
	多様な主体への働きかけ (②)		
	関係者のネットワーク化 (③)		
	目指す地域の姿の共有 (④)		
	担い手育成、サービス創出 (⑤)		
	ニーズとサービスのマッチング (⑥)		
	地域包括支援センターと連携した生活支援体制の構築 (⑦)		
	圏域支え合いの地域づくり会議及び地域づくり会議の運営		
	その他特記事項		
次年度に向けた課題 引継ぎ事項			

個人情報の保護に関する取扱仕様書

1 個人情報保護の基本原則

乙は、この契約に基づく業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

2 個人情報の漏えい等の禁止

乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

3 利用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

4 適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

5 収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

7 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 資料等の返還

乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。